

電子記録債権法案要綱

第一 総則

一 趣旨

この法律は、電子記録債権の発生、譲渡等について定めるとともに、電子記録債権に係る電子記録を行う電子債権記録機関の業務、監督等について必要な事項を定めるものとする。 (第一条関係)

二 定義

この法律における主な用語の定義を定めるものとする。 (第二条関係)

第二 電子記録債権の発生、譲渡等

一 電子記録に関する通則

1 電子記録の方法

電子記録は、電子債権記録機関が記録原簿に記録事項を記録することによって行うものとする。 (第三条関係)

2 当事者の請求又は官公署の嘱託による電子記録

電子記録は、法令に別段の定めがある場合を除き、当事者の請求又は官庁若しくは公署の嘱託がなければ、することができないものとし、官庁又は公署の嘱託による電子記録の手続は、法令に別段の定めがある場合を除き、請求による電子記録の手続と同様とするものとする。 (第四条関係)

3 請求の当事者

(一) 電子記録の請求は、法令に別段の定めがある場合を除き、電子記録権利者及び電子記録義務者双

方がしなければならぬものとするが、電子記録権利者又は電子記録義務者に電子記録の請求をすべきことを命ずる確定判決がある場合には、当該請求をしなければならぬ他の電子記録権利者又は電子記録義務者だけで請求することができないものとする。 (第五条第一項及び第二項関係)

(二) 電子記録権利者及び電子記録義務者が電子記録の請求を共同してしない場合における電子記録の請求は、これらの者のすべてが電子記録の請求をした時に、その効力を生ずるものとする。 (第五条第三項関係)

4 請求の方法

電子記録の請求は、請求者の氏名又は名称及び住所その他の電子記録の請求に必要な情報として政令で定めるものを電子債権記録機関に提供してしなければならないものとする。 (第六条関係)

5 電子債権記録機関による電子記録

(一) 電子債権記録機関は、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による電子記録の請求があったときは、遅滞なく、当該請求に係る電子記録をしなければならないものとする。 (第七条第一項関係)

(二) 電子債権記録機関は、業務規程の定めるところにより、保証記録、質権設定記録若しくは分割記録をしないこととし、又はこれらの電子記録若しくは譲渡記録について回数制限その他の制限をすることができるとするが、電子債権記録機関がその定めを債権記録に記録していないときは、何人も、その定めを主張することができないものとする。 (第七条第二項関係)

6 電子記録の順序

電子債権記録機関は、同一の電子記録債権に関し二以上の電子記録の請求があったときは、当該請求の順序に従って電子記録をしなければならないものとし、同一の電子記録債権に関し同時に二以上の電子記録が請求された場合の取扱いについて、所要の規定を整備するものとする。 (第八条関係)

7 電子記録の効力

電子記録債権の内容は、債権記録の記録により定まるものとし、電子記録名義人は、電子記録に係る電子記録債権についての権利を適法に有するものと推定するものとする。 (第九条関係)

8 電子記録の訂正等

電子債権記録機関は、電子記録の請求に当たって電子債権記録機関に提供された情報と異なる内容の記録がされている場合等には、電子記録の訂正等を行わなければならないものとする。 (第十条関係)

第十条関係)

9 不実の電子記録等についての電子債権記録機関の責任

電子債権記録機関は、電子記録の請求に当たって電子債権記録機関に提供された情報と異なる内容の記録がされている場合等には、電子債権記録機関の代表者等がその職務を行うについて注意を怠らなかつたことを証明しない限り、当該電子記録の請求をした者その他の第三者に生じた損害を賠償する責任を負うものとする。 (第十一条関係)

二 電子記録債権に係る意思表示等に関する通則

1 意思表示の無効又は取消しの特則

(一) 電子記録の請求における相手方に対する意思表示についての心裡留保若しくは錯誤による無効又は詐欺若しくは強迫による取消しは、善意でかつ重大な過失がない第三者（詐欺又は強迫による取消しにあつては、取消し後の第三者に限る。）に対抗することができないものとする。 (第十条第一項関係)

(二) (一)は、意思表示の無効又は取消しを対抗しようとする者が個人（個人事業者である旨の記録がされている者を除く。）である場合等には、適用しないものとする。 (第十二条第二項関係)

2 無権代理人の責任の特則

電子記録の請求における相手方に対する意思表示についての民法第一百七条第二項の規定の適用については、同項中「過失」とあるのは、「重大な過失」とするものとする。 (第十三条関係)

3 権限がない者の請求による電子記録についての電子債権記録機関の責任

電子債権記録機関は、代理権を有しない者や他人になりすました者の請求により電子記録をした場合には、電子債権記録機関の代表者等がその職務を行うについて注意を怠らなかつたことを証明しない限り、第三者に生じた損害を賠償する責任を負うものとする。 (第十四条関係)

三 発生

1 電子記録債権の発生

電子記録債権（保証記録に係るもの及び特別求償権を除く。）は、発生記録をすることによって生ずるものとする。 (第十五条関係)

2 発生記録

- (一) 発生記録の必要的記録事項は、債務者が支払うべき金額、支払期日、債権者及び債務者の氏名等とするものとする。 (第十六条第一項及び第三項関係)
- (二) 発生記録の任意的記録事項は、支払方法の定め、債権者又は債務者が個人事業者である旨等とするものとし、任意的記録事項については、一定の記録事項を除き、電子債権記録機関は、業務規程の定めるところにより、その記録をしないこととし、又はその記録を制限することができるものとする。 (第十六条第二項及び第五項関係)
- (三) 消費者についてされた個人事業者である旨の記録は、その効力を有しないものとする。 (第十六条第四項関係)

四 譲渡

1 電子記録債権の譲渡

電子記録債権の譲渡は、譲渡記録をしなければ、その効力を生じないものとする。 (第十七条関係)

2 譲渡記録

- (一) 譲渡記録の必要的記録事項は、譲受人の氏名等とするものとし、その任意的記録事項は、譲渡人が個人事業者である旨、譲渡人と譲受人との間の通知の方法についての定め等とするものとする。 (第十八条第一項及び第二項関係)
- (二) 消費者についてされた譲渡人が個人事業者である旨の記録は、その効力を有しないものとする。 (第十八条第三項関係)

(三) 電子債権記録機関は、発生記録において譲渡記録を禁止又は制限する旨の記録がされているときにおいては、その記録の内容に抵触する譲渡記録をしてはならないものとする。 (第十八条第四項関係)

3 善意取得

(一) 譲渡記録の請求により電子記録債権の譲受人として記録された者は、悪意又は重大な過失がない限り、当該電子記録債権を取得するものとする。 (第十九条第一項関係)

(二) (一)は、発生記録において(一)を適用しない旨の記録がされている場合等には適用しないものとする。 (第十九条第二項関係)

4 抗弁の切斷

(一) 電子記録債務者は、電子記録債権の債権者が当該電子記録債務者を害することを知って当該電子記録債権を取得した場合でない限り、当該債権者に当該電子記録債権を譲渡した者に対する人的関係に基づく抗弁をもって当該債権者に対抗することができないものとする。 (第二十条第一項関係)

(二) (一)は、発生記録又は保証記録において(一)を適用しない旨の記録がされている場合、電子記録債務者が個人(個人事業者である旨の記録がされている者を除く。)である場合等には、適用しないものとする。 (第二十条第二項関係)

五 消滅

1 支払免責

電子記録名義人に対してした電子記録債権についての支払は、当該電子記録名義人がその支払を受ける権利を有しない場合であっても、その支払をした者に悪意又は重大な過失がない限り、その効力を有するものとする。 (第二十一条関係)

2 混同等

電子記録債務者が電子記録債権を取得した場合には、民法第五百二十条本文の規定にかかわらず、混同を原因とする支払等記録がされない限り、当該電子記録債権は消滅しないものとする。 (第二十三条関係)

3 消滅時効

電子記録債権は、三年間行使しないときは、時効によって消滅するものとする。 (第二十三条関係)

4 支払等記録の記録事項

支払等記録の必要的記録事項は、支払等により消滅する債務を特定するために必要な事項、支払等をした金額等とするものとする。 (第二十四条関係)

5 支払等記録の請求

(一) 支払等記録は、電子記録義務者、電子記録義務者の承諾を得た電子記録債務者等だけで請求することができるものとする。 (第二十五条第一項関係)

(二) 電子記録債権について支払等がされた場合には、電子記録債務者等は、支払等記録の電子記録義

務者等に対し、支払等記録をすることの承諾をすることができ、電子記録債権について支払をする者は、支払等記録の電子記録義務者等に対し、当該支払をするのと引換えに、支払等記録をすることの承諾をすることを請求することができるものとする。 (第二十五条第二項及び第三項関係)

(三) 根質権の担保すべき債権についての支払等をしたことによる支払等記録の請求は、当該支払等が当該根質権の担保すべき元本の確定後にされたものであり、かつ、当該確定の電子記録がされている場合でなければ、することができないものとする。 (第二十五条第四項関係)

六 記録事項の変更

1 電子記録債権の内容等の意思表示による変更

電子記録債権の内容等の意思表示による変更は、この法律に別段の定めがある場合を除き、変更記録をしなければ、その効力を生じないものとする。 (第二十六条関係)

2 変更記録の記録事項

変更記録の必要的記録事項は、変更する記録事項、変更後の記録事項の内容等とするものとする。 (第二十七条関係)

3 求償権の譲渡に伴い電子記録債権が移転した場合の変更記録

求償権 (特別求償権を除く。) の譲渡に伴い代位によって取得した電子記録債権が移転した場合における変更記録は、支払等をした者の氏名等を当該求償権の譲受人の氏名等に変更する記録をすることによって行うものとする。 (第二十八条関係)

4 変更記録の請求

変更記録の請求は、原則として、当該変更記録につき電子記録上の利害関係を有する者の全員がしなければならぬものとするが、相続等による電子記録名義人等の変更を内容とする変更記録の請求は、相続人等だけですることができ、また、電子記録名義人等の氏名等の変更記録の請求等は、当該電子記録名義人等だけですることができるとすること。（第二十九条関係）

5 変更記録が無効な場合における電子記録債務者の責任

変更記録がその請求の無効、取消しその他の事由により効力を有しない場合に、当該変更記録前に債務を負担した電子記録債務者や当該変更記録後に債務を負担した電子記録債務者が負う責任の内容について、所要の規定を整備するものとする。（第三十条関係）

七 電子記録保証

1 保証記録による電子記録債権の発生

電子記録保証に係る電子記録債権は、保証記録をすることによって生ずるものとする。（第三十一条関係）

2 保証記録

(一) 保証記録の必要的記録事項は、保証人の氏名、主たる債務を特定するために必要な事項等とするものとし、その任意的記録事項は、保証の範囲を限定する旨の定め、保証人が個人事業者である旨等とするものとする。（第三十二条第一項から第三項まで関係）

(二) 消費者についてされた個人事業者である旨の記録は、その効力を有しないものとする。（第

三十二条第四項関係)

- (三) 電子債権記録機関は、発生記録において保証記録を禁止又は制限する旨の記録がされているときは、その記録の内容に抵触する保証記録をしてはならないものとする。 (第三十二条第五項関係)

3 電子記録保証の独立性

- (一) 電子記録保証債務は、その主たる債務者として記録されている者がその主たる債務を負担しない場合においても、その効力を妨げられないものとする。 (第三十三条第一項関係)
- (二) (一)は、電子記録保証人が個人(個人事業者である旨の記録がされている者を除く。)である場合には、適用しないものとする。 (第三十三条第二項関係)

4 民法等の適用除外

- (一) 民法第四百五十二条、第四百五十三条及び第四百五十六条から第四百五十八条まで並びに商法第五百十一条第二項の規定は、電子記録保証については、適用しないものとする。 (第三十四条第一項関係)

- (二) (一)にかかわらず、電子記録保証人が個人(個人事業者である旨の記録がされている者を除く。)である場合には、当該電子記録保証人は、主たる債務者の債権による相殺をもって債権者に対抗することができるものとする。 (第三十四条第二項関係)

5 特別求償権

電子記録保証人が弁済その他自己の財産をもって主たる債務として記録された債務を消滅させるべ

き行為をした場合において、その旨の支払等記録がされたときに取得する電子記録債権について、所要の規定を整備するものとする。 (第三十五条関係)

八 質権

1 電子記録債権の質入れ

電子記録債権を目的とする質権の設定は、質権設定記録をしなければ、その効力を生じないものとし、当該質権について準用する民法の規定を明示するものとする。 (第三十六条関係)

2 質権設定記録の記録事項

(一) 質権設定記録 (根質権の質権設定記録を除く。) の必要的記録事項は、被担保債権を特定するために必要な事項、質権者の氏名等とするものとし、その任意的記録事項は、被担保債権についての利息等の定め、被担保債権に付した条件等とするものとする。 (第三十七条第一項及び第二項関係)

(二) 根質権の質権設定記録の必要的記録事項は、担保すべき債権の範囲及び極度額、根質権者の氏名等とするものとし、その任意的記録事項は、担保すべき元本の確定すべき期日の定め等とするものとする。 (第三十七条第三項及び第四項関係)

(三) 電子債権記録機関は、発生記録において質権設定記録を禁止又は制限する旨の記録がされているときは、その記録の内容に抵触する質権設定記録をしてはならないものとする。 (第三十七条第五項関係)

3 善意取得及び抗弁の切断

善意取得及び抗弁の切断の規定は、質権設定記録について準用するものとする。 (第三十八条 関係)

4 質権の順位の変更の電子記録

質権の順位の変更の電子記録の必要的記録事項は、順位を変更する質権の質権番号、変更後の質権の順位等とするものとし、当該電子記録の請求は、順位を変更する質権の電子記録名義人の全員がしなければならぬものとする。 (第三十九条 関係)

5 転質

転質は、転質の電子記録をしなければ、その効力を生じないものとし、転質の電子記録の記録事項等について、所要の規定を整備するものとする。 (第四十条 関係)

6 被担保債権の譲渡に伴う質権等の移転による変更記録の特則

被担保債権の一部について譲渡がされた場合における質権又は転質の移転による変更記録や、根質権の担保すべき債権の譲渡がされた場合における根質権の移転による変更記録について、所要の規定を整備するものとする。 (第四十一条 関係)

7 根質権の担保すべき元本の確定の電子記録

根質権の担保すべき元本の確定の電子記録について、所要の規定を整備するものとする。 (第四十二条 関係)

九 分割

1 分割記録

電子記録債権は、分割をすることができることとし、分割の方法や分割記録の請求をすることができる者について所要の規定を整備するものとする。 (第四十三条関係)

2 分割記録の記録事項

(一) 分割債権記録に行う分割記録の必要的記録事項は、原債権記録から分割をした旨、原債権記録及び分割債権記録の記録番号、分割債権記録に記録される債務者が一定の金額を支払う旨等とするものとする。 (第四十四条第一項関係)

(二) 原債権記録に行う分割記録の必要的記録事項は、分割をした旨、分割債権記録の記録番号等とするものとする。 (第四十四条第二項関係)

(三) 電子債権記録機関は、発生記録において分割記録を禁止又は制限する旨の記録がされているときは、その記録の内容に抵触する分割記録をしてはならないものとする。 (第四十四条第三項関係)

3 分割記録に伴う分割債権記録への記録

電子債権記録機関は、分割記録と同時に、分割債権記録に記録される電子記録債権についての原債権記録中の現に効力を有する電子記録において記録されている事項を、一定のものを除いて分割債権記録に転写するものとともに、当該電子記録債権が分割払の方法により債務を支払うものである場合における当該電子記録債権の各支払期日及び当該支払期日ごとに支払うべき金額等を記録するものとする。 (第四十五条関係)

4 分割記録に伴う原債権記録への記録

電子債権記録機関は、分割記録と同時に、分割債権記録に記録される電子記録債権について原債権記録に記録されている事項のうち一定のものを削除する旨を記録するものとともに、分割記録の後も原債権記録に引き続き記録されることとなる電子記録債権が分割払の方法により債務を支払うものである場合における当該電子記録債権の各支払期日及び当該支払期日ごとに支払うべき金額等を記録するものとする。 (第四十六条関係)

5 主務省令への委任

原債権記録に債権者ごとの債権の金額又は債務者ごとの債務の金額が記録されている場合、原債権記録に特別求償権が記録されている場合等における分割記録の請求、分割記録の記録事項等について必要な事項は、主務省令で定めるものとする。 (第四十七条関係)

十 雑則

1 信託の電子記録

電子記録債権については、信託の電子記録をしなければ、電子記録債権が信託財産に属することを第三者に対抗することができないものとし、信託の電子記録に関し必要な事項は、政令で定めるものとする。 (第四十八条関係)

2 電子記録債権に関する強制執行等

(一) 電子債権記録機関は、電子記録債権に関する強制執行、滞納処分その他の処分の制限がされた場合において、これらの処分の制限に係る書類の送達を受けたときは、遅滞なく、強制執行等の電子記録をしなければならぬものとし、強制執行等の電子記録に関し必要な事項は、政令で定めるも

のとする事。 (第四十九条第一項及び第二項関係)

(二) 電子記録債権に関する強制執行、仮差押え及び仮処分、競売並びに没収保全の手續に關し必要な事項は、最高裁判所規則で定めるものとする事。 (第四十九条第三項関係)

3 政令への委任

この法律に定めるもののほか、電子記録債権の電子記録の手續その他電子記録に關し必要な事項は、政令で定めるものとする事。 (第五十条関係)

第三 電子債権記録機関

一 通則

1 電子債権記録業を営む者の指定

主務大臣は、取締役会等を置く株式会社であること等の要件を備える者を、電子債権記録業を営む者として、指定することができるものとする事。 (第五十一条関係)

2 指定の申請

電子債権記録業を営む者として指定を受けようとする者は、指定申請書を添付書類とともに主務大臣に提出しなければならないものとする事。 (第五十二条関係)

3 資本金の額等

電子債権記録機関の資本金の額及び純資産額は、五億円以上の政令で定める金額以上でなければならないものとする事。 (第五十三条関係)

4 秘密保持義務

電子債権記録機関の取締役等は、電子債権記録業に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならないものとする。 (第五十五条関係)

二 業務

1 電子債権記録機関の業務

電子債権記録機関は、この法律及び業務規程の定めるところにより、電子記録債権に係る電子記録に関する業務を行うものとする。 (第五十六条関係)

2 兼業の禁止

電子債権記録機関は、電子債権記録業及びこれに附帯する業務のほか、他の業務を営むことができないものとする。 (第五十七条関係)

3 電子債権記録業の一部の委託

電子債権記録機関は、電子債権記録業の一部を、主務大臣の承認を受けて、銀行等その他の者に委託することができるものとする。 (第五十八条関係)

4 業務規程

電子債権記録機関は、業務規程において、電子記録の実施の方法、口座間送金決済に関する契約又は三の二の契約に係る事項その他の主務省令で定める事項を定めなければならないものとする。

(第五十九条関係)

5 電子債権記録機関を利用する者の保護等

電子債権記録機関は、当該電子債権記録機関を利用する者の保護に欠けることのないように業務を

営まなければならないものとし、また、特定の者に対し不当な差別的取扱いをしてはならないものとする。 (第六十条及び第六十一条関係)

三 口座間送金決済等に係る措置

1 口座間送金決済に関する契約の締結等

電子債権記録機関、債務者及び銀行等との間の口座間送金決済に関する契約の締結及び口座間送金決済についての支払等記録について、所要の規定を整備するものとする。 (第六十二条及び第六十三条関係)

2 支払に関するその他の契約の締結等

口座間送金決済に関する契約のほか、電子債権記録機関、債務者又は債権者及び銀行等との間の電子記録債権に係る債務の債権者口座に対する払込みによる支払に関する契約の締結及び当該契約に係る支払についての支払等記録について、所要の規定を整備するものとする。 (第六十四条及び第六十五条関係)

四 監督

1 帳簿書類等の作成及び保存等

電子債権記録機関の業務に関する帳簿書類その他の記録の作成・保存義務、事業年度ごとの業務及び財産に関する報告書の作成義務並びに当該報告書の主務大臣への提出義務を定めるものとする。 (第六十七条及び第六十八条関係)

2 資本金の額等の変更

電子債権記録機関の資本金の額の減少、定款若しくは業務規程の変更又は電子債権記録業の休止は、主務大臣の認可を受けなければならないものとし、電子債権記録機関の資本金の額の増加又は商号等の変更は、主務大臣に届け出なければならないものとする。 (第六十九条から第七十二条まで 関係)

3 報告及び検査

主務大臣は、電子債権記録業の適正かつ確実な遂行のため必要があると認めるときは、電子債権記録機関若しくは業務の委託先に対し、当該電子債権記録機関の業務若しくは財産に関して報告等を命じ、又は当該職員に、その営業所等への立入検査若しくは関係者への質問をさせることができるものとする。 (第七十三条関係)

4 業務改善命令

主務大臣は、電子債権記録業の適正かつ確実な遂行のため必要があると認めるときは、その必要の限度において、電子債権記録機関に対し、業務の運営又は財産の状況の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができるものとする。 (第七十四条関係)

5 指定の取消し等

主務大臣は、電子債権記録機関が電子債権記録業を営む者としての指定当時に指定の要件を満たしていなかったことが判明したとき等は、電子債権記録業を営む者としての指定の取消し、六月以内の期間の業務の停止命令又は取締役等の解任命令を行うことができるものとする。 (第七十五条関係)

6 業務移転命令

主務大臣は、電子債権記録機関が電子債権記録業を営む者としての指定を取り消されたとき等は、期限を定めて、電子債権記録業を他の株式会社に移転することを命ずることができるものとする事。
。（第七十六条関係）

7 債権記録の失効

電子債権記録機関が業務移転命令を受けた場合において、当該命令において定められた期限内にその電子債権記録業を移転することなく当該期限を経過したときは、その備える記録原簿に記録されている債権記録は、その効力を失うものとする事。同時に、効力失効後の電子記録債権の取扱い等について、所要の規定を整備するものとする事。 （第七十七条関係）

五 合併、分割及び事業の譲渡

電子債権記録機関の合併、新設分割、吸収分割及び事業譲渡については、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じないものとする事。同時に、電子債権記録業の円滑な承継のための措置等について、所要の規定を整備するものとする事。 （第七十八条から第八十一条まで関係）

六 解散等

1 解散等の認可、指定の失効

電子債権記録機関の解散についての株主総会の決議等は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じないものとする事。同時に、解散したとき等は、電子債権記録業を営む者としての指定は、その効力を失うものとする事。 （第八十二条及び第八十三条関係）

2 指定取消し等の場合のみなし電子債権記録機関等

電子債権記録機関が電子債権記録業を営む者としての指定を取り消された場合等において、その電子債権記録業の結了の目的の範囲内において、なおこれを電子債権記録機関とみなすものとするともに、電子債権記録機関の清算手続等において、裁判所は主務大臣に対し意見を求めること等ができるものとする等の所要の規定を整備するものとする。 (第八十四条及び第八十五条関係)

第四 雑則

一 債権記録等の保存

電子債権記録機関は、一定期間、債権記録及び当該債権記録に記録された電子記録の請求に当たって電子債権記録機関に提供された情報が記載され、又は記録されている書面又は電磁的記録を保存しなければならぬものとする。 (第八十六条関係)

二 記録事項の開示

債権記録に記録されている事項についての開示請求をすることができる者の範囲及び当該事項のうち開示請求をすることができるものの範囲等について、所要の規定を整備するものとする。 (第八十七条関係)

三 電子記録の請求に当たって提供された情報の開示

電子記録の請求に当たって電子債権記録機関に提供された情報の開示について、所要の規定を整備するものとする。 (第八十八条関係)

四 財務大臣への資料提出等

財務大臣は、その所掌に係る金融破綻^{たん}処理制度及び金融危機管理に関し、電子記録債権に係る制度の企画又は立案をするため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができるものとする。こと。（第八十九条関係）

五 主務省令への委任

この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、主務省令で定めるものとする。こと。（第九十条関係）

六 主務大臣及び主務省令等

この法律において、主務大臣は法務大臣及び内閣総理大臣とし、主務省令は法務省令・内閣府令とする。とともに、権限の委任について所要の規定を整備するものとする。こと。（第九十一条及び第九十二条関係）

第五 罰則

罰則について所要の規定を整備するものとする。こと。（第九十三条から第百条まで関係）

第六 施行期日等

一 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。こと。（附則第一条関係）

二 この法律の施行に伴う地方自治法等の関係法律の整備をするものとする。こと。（附則第二条から第十条まで関係）

三 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行状況、社会経済情勢の変化

等を勘案し、電子債権記録機関に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。 (附則第十二条関係)